

明治二十五年麻生太吉、荘田平五郎の往復書簡

東定, 宣昌
九州大学大学院博士課程

<https://doi.org/10.15017/13587>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 4, pp.56-62, 1974-12-10. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

明治二十五年麻生太吉、莊田平五郎の往復書簡

東 定 宣 昌

福岡県飯塚市大字栢の森の麻生本家に所蔵されている文書は、近代資料として、とりわけ近代の筑豊炭田の動向を明らかにするのに極めてすぐれた資料である。麻生家文書の全貌については別に紹介されるのでここではふれない。

ここに紹介するのは龐大な麻生家文書の中の一点で、表に「筑前国嘉麻郡笠松村大字立岩 麻生太吉様 御直被」、裏に「三菱社 莊田平五郎」と記された縦二十五糎、横十二糎の封筒に収められたものであり、(1)麻生家の炭坑経営に対する姿勢を窺わせるものとして、(2)間接的にはあるが、選定坑区制実施以後の三菱社の筑豊進出のあり方をうかがわせるものとして、(3)明治二十四・五年の石炭不況をヴィヴィッドに示すものとして興味深い資料である。

この封書の中に収められているのは左のものである。

一、歎願 綴 墨書

一、石炭借区讓渡証 明治二十五年五月六日 「麻生太吉より

莊田平五郎宛」 冊子 墨書

一、書簡 五月十九日 「莊田平五郎より麻生太吉宛」 墨書

一、「控綴」 1. 明治二十五年五月六日付麻生太吉より莊田平

五郎宛書簡 2. 同日付麻生太吉より莊田平五郎宛歎願

3. 明治二十五年五月二日付麻生太吉より徳弘為章宛書簡

4. 同日付麻生太吉より莊田平五郎宛歎願 5. 明治二十五年五月六日付麻生太吉より莊田平五郎宛石炭借区讓渡証 綴 墨書

一、「忠隈嶺山賞書」 紙 墨書

これを推測すると、明治二十五年五月六日に麻生太吉は、三菱会社の支配人兼管事であった莊田平五郎に信書とともに歎願書と石炭借区讓渡証を送付した。これに対し、莊田平五郎は同年五月十九日に麻生太吉に宛て返書し、同時に歎願書と石炭借区讓渡証を返送したのである。そして右の一件に関連する文書がこの封筒の中に一括されているものと思われる。

なお紹介にあたって読点を加え、変体仮名を平仮名に、異体文字を普通文字に、旧字を当用漢字にした。

歎 願

私儀

拾数年来旧来之姑息法ヲ以テ微々タル石炭坑業ニ従事仕居候処、明治十七年頃ヨリ漸次坑業盛況ニ趣キ、同二十年ニハ既ニ選定坑区之御発会ト共ニ世上一般大ニ注目スル所と相成候折柄、幸ニ鯰田坑御高庇ヲ以多額之金員ニテ御買上ヨ願ヒ、意外ニモ佛ニ富有之身と相成候為メ、石炭坑業ハ無謀ニモ何人ニテモ永遠營業シ得ルモノト妄信

シ、御申受之金額ヲ以テ、以前ヨリ計画ノ有無ニ不拘石炭熱ニ浮カサレ多数之坑区ヲ願受ケ、既ニ忠隈笠松両坑ノ如キハ多額之資本ヲ投シ坑業罷在候末、昨夏大洪水ノ為メ右両坑共水災ニ罹リ、笠松坑ハ其儘中止仕候モ忠隈坑ニハ復案之道ニ相至ラシメ申候処、其後坑業不振ニ傾キ目今ニテハ愈々営業上収支相償ハサルノ困難ニ陥リ、資本金モ尽果テ言フ可カラサル境遇ニ相成申候、元来石炭坑業ハ大資本家之事業ニシテ私等如キ薄資者之当ル可キ事ニ無之、今更多数之坑区ヲ願受坑業ニ着手致候段深ク悔悟仕候、此儘表面ヲ仮装シ継続致候時ハ父祖伝来之家産ヲ失シ、且組合同業者タル親族親友ニ至ル迄悉ク自滅セシムルニ至リ、世上ニ対シ面目モナキ次第ニ御座候間、従来之方針ヲ改メ断然廃業致シ農業ヲ営ムニ決心仕候、最早此場合ニ至リ既往之損失ヲ顧ルノ存心ハ毫モ無御座モ、甚タ当惑仕候儀ハ独リ忠隈坑山ニテ年来坑業ニ従事致候者ヲ俄ニ解雇仕候テハ、目今坑業不振ノ為メ自活之途方ニ迷ハシムルノ悲境ニ至ラシムルハ眼前之事ニテ、痛心之至リニ御座候、

然ルニ岩崎家ニハ幸と当地方ニ御坑業被遊候儀ニ御座候得バ、現在之儘御引受御坑業被成下候得バ、右等多数之雇人之救助ニモ相成無此上次第二御座候、固ヨリ申上ル迄モ無御座候得共、右御引受被為下候ニ付借区代等御申受仕候存心ハ毛頭無御座候、御高此ヲ以テ多数之坑業従事者柳口相立候儀ハ無限之御高恩ニ御座候、実ハ先般上京之際歎願申上、御高諭之次第モ有之、御叱責ヲモ憚ラズ御懇情ニ日へ候儀ハ奉恐縮候得共、別紙讓渡証之通特別之御憐情ヲ以テ御引受、御坑業被成下候様御取成被成下度奉願上候、敬具

嘉麻郡笠松村大字立岩

麻生 太吉 印
一石炭場拾壹萬三千七拾六坪

明治二十五年五月六日

莊田 平五郎 様

石炭借区讓渡証

忠隈礪山

借第五千三百拾五号

筑前国穂波郡穂波村外一町

一石炭場三拾萬貳千九百七拾貳坪五合

但明治廿二年九月廿四日許可

借第二千九百三十九号

同

一石炭場九百八拾五坪三合

但明治廿二年四月拾五日 継年期許可

借第六千八百七十八号

同

一石炭場拾壹萬九千三百六拾貳坪九合

但明治廿四年八月一日許可

同

但明治廿三年八月七日増区願分

同

小以五拾三萬六千三百九拾六坪七合

一石炭場拾六萬七千九拾壹坪

麻生太吉願地

但明治廿四年十月八日許可

一据付器械

一切

同

一家屋

一切

一石炭場八萬七千九百六拾八坪八合

一鐵道

一切

但明治廿四年六月一日許可

但敷地ハ借地ノ分有之候

一坑場敷地

一切

同

但借地ノ分有之候

一從來坑業ニ関スル使用ノ器械諸道具 一切

一石炭場貳拾貳萬四千五百七拾三坪

但明治廿三年八月廿三日付出願中分

笠松礦山

借第四千九百八拾壹号ノ内

麻生太吉願地

筑前国嘉麻郡笠松村大字下三緒

一石炭場六萬三拾六坪五合

但明治廿二年四月十七日許可

一据付器械 一切

一家屋 一切

一鐵道 一切

但敷地ハ借地ノ分有之候

一坑場敷地

但借地ノ分有之候

同

一石炭場三萬五千八百貳拾四坪

但明治廿四年十一月廿七日許可

一從來坑業ニ使用ノ器械諸道具 一切

借第七〇五七号

綱分礦山

借第四千九百八拾一号ノ内

筑前国嘉麻郡庄内村大字糺分

一石炭場拾三萬五千坪

但明治廿二年四月十七日許可

同

一石炭場五拾七萬三千〇八坪

但明治廿三年八月七日付出願中分

小以七拾萬八千八坪

麻生太吉願地

豆田礦山

借第五千四百式号

筑前国穂波郡上穂波村外一ヶ村

一石炭場三拾五萬六千六百六拾坪

但明治廿二年十月廿九日許可

借第七千式百五拾五号

同

一石炭場壹萬三千拾四坪

但明治廿五年二月八日許可

小以三拾六萬九千七百七拾四坪

此組合権限

三步五厘 佐谷道哉外二人

六歩五厘 麻生太吉外三人

秋松礦山

借第五千五百十二号

筑前国穂波郡穂波村

石炭場三拾萬式千六百式坪式合

但明治廿二年十一月廿八日許可

内

五萬坪

小野山喜右衛門願地

差引

石炭場式拾五萬式千六百式坪式合

借第六千八百二号

同

一石炭場八萬八千六百三拾七坪

但明治廿四年六月一日許可

借第六千八百八十式号

同

一石炭場八萬五千八百九拾九坪

但明治廿四年八月一日許可

小以四拾式萬七千三百三拾八坪式合

此組合権限

式步 青柳孫一郎外二人

八歩 麻生太吉

有井礪山

借第五千四百三拾号

筑前国嘉麻郡庄内村

一石炭場式拾八萬三千式百八拾九坪五合

但明治十九年五月七日許可

同

一石炭場七萬五千式百七拾八坪

但明治廿三年八月十四日付出願中分

小以三拾五萬八千五百六拾七坪五合

此組合権限

五歩 松本 潜

安川敬一郎

五歩 麻生太吉

鴨生礪山

借第五六二五号

筑前国嘉麻郡稻築村大字鴨生

一石炭場式拾八萬六千五百拾式坪六合

但明治廿二年十二月二日許可

借第七〇四一号

同

一石炭場三萬八千三百五拾七坪五合

但明治廿四年九月廿五日許可

小以三拾式萬四千八百七拾坪壹合

此組合権限

四歩五厘 矢野喜平治

五歩五厘 麻生 太吉

(割印)

壹錢

証券印紙

右坑区及忠隈笠松兩坑ニ現在スル坑場掘付ノ器械ハ申ニ不及、坑業

ニ関スル建家ヲ始メ総テノ諸物品一式今般讓渡申候処確実明白也、

然ル上ハ永遠御勝手ニ御支配可被成、為後年凶面相添讓渡証如件、

但右坑区ノ内組合人佐谷道哉外二人、青柳孫一郎外二人、松本潜

外一人、矢野喜平治ノ権限ハ其儘ニ仕居申候ニ付控除仕候、

私名前ノ坑区ノ内、嘉麻郡庄内村外二ヶ村ニ係ル五拾八萬八千四

百三坪三合ノ内六萬三拾六坪五合ハ笠松礪山ノ炭脈ニ屬シ、拾三

萬五千坪ハ綱分礪山ノ炭脈ニ屬シ、差引残地參拾九萬三千三百六

拾六坪八合ハ堀石含有ノ場所ニテ、從來小借区散在セシモノヲ合

併シテ組合組織ヲ設ケシ為メ組合人モ多数ニ有之、目今ニ至ルモ

盛大ノ坑業不能、姑息法ニテ採掘相成候モノニ付、組合人モ持統

ヲ希望仕候間、此際希望ニ任シ持續スルトシ、此分ハ控除仕候、

嘉麻郡笠松村大字立岩

麻生太吉印

明治二十五年五月六日

莊田平五郎様

割印

壹銭

証券印紙

証

一 石炭坑区組合権限之記名仕居候分ハ、私之権限ヨ岩崎家ニ指上候等ハ発表難仕次第モ御座候間、此際借区名換願ハ郵送不仕候得共、別紙之讓渡証ニテ御証明被成下度候、

一 繪図面一式目下調製中ニ而、本日郵送之間合兼申候条兩三日中ニ指出可申上候、

一 借第四九八一号、借区五拾八萬八千四百三坪三合、明治二十二年四月十七日許可ノ券状ハ目下増坪願ニ付、農商務省ニ進達中ニ御座候間郵送不仕候、御下渡相成次第差出可申上候

嘉麻郡笠松村大字立岩

麻生太吉印

明治二十五年五月六日

莊田平五郎様

右によつて、この時麻生太吉が炭坑経営から全面的に撤退しようとしたことは明らかであろう。『麻生太吉伝』によると、麻生家では「二十四年末から、翌年春にかけて、既に其の所有山林、土地は、大部分他人の帳簿に記載さるやうになつていた」ようである。なお、「歎願」「石炭借区讓渡証」に次のような莊田平五郎宛信書が付されていたと思われる。また、麻生太吉は元高島炭坑副坑長、三菱芦屋若松出張所支配人、徳弘為章にも斡旋を依頼したようである。

謹啓、時下暖氣之候益御清光御万祥奉敬賀候、扱過般上京之際御懇願申上候坑業上ニツキ実ニ難申上境遇ニ陥リ、御高諭ヲモ不顧御懇情ニ甘ヘ汗顔之仕合ニ御座候得共、何分共途方ニ暮レ申候ヨリ、終ニ別紙歎願書捧呈仕候次第ニ御座候、実ハ一身上生滅之御高慮奉願義ニ付、上京御拜顔之上親シク御歎願申上度奉存候得共、御社ニ関シテハ大ニ世上ノ注目スル点ニ有御座候と、失体ヲモ不顧今般書面ヨリ御願申上候、尚祥細之儀ハ別紙御通覧、微意赤心之存スル処御汲取被成下候ハハ無此上次第二御座候、時下折角御自愛御專一ニ奉折候、敬具

麻生太吉

二十五年五月六日

莊田平五郎様

拜啓、陳者私事従来御懇情ニ甘ヘ汗顔之仕合ニ御座候得共、今重而御内願申上候儀ハ、現今關係坑業ニ付キ実ニ難申上境遇ニ陥リ、如何様共致兼候ヨリ、終ニ私情打明別紙莊田様宛歎願書指出申候間、御通覧被成下度、御社務御繁忙之御央御願申上兼タル次第第二御座候得共、目今私境遇ト精神ノ存スル処御汲取被成下、詳細莊田様へ御紹介御取成被成下候ハ無此上御高恩ニ奉存上候、則チ別紙相添御願申上度、

敬具

麻生太吉

明治二十五年五月二日

徳弘為章様

これに対する莊田平五郎の返答は次に紹介する如く「三菱においては到底御引受相かなうべき見込これなく、誠に残念の至り」であるというものであった。但し、文中には「本月五日之芳書……」とある。莊田平五郎の書誤りであろうか、それとも麻生太吉は右に紹介したものと異なり信書は五日付にしていたのであろうか、疑問である。

文中にみえる「肥前古賀山」に関しては、『三菱合資会社誌』

(マイクロフィルム)によると、明治二十五年五月三十一日「古賀

山炭坑振ハス仍テ稼行ヨ罷ム開坑俾ニ二年」とあり、管事兼三菱炭坑事務所長三菱造船所長山脇正勝は「稼業上莫大之金額ヲ損失シ同坑廃業之不幸ヲ見ルニ至リシ段当事者之処理其宜シキヲ得サル勿論ニ候モ之レカ監督者タル事務所長ニ於テモ其責難脱」という理由で月給五十円を降等されている。

本月五日之芳書拝見仕候、春暖之時分愈御安康被成御座奉拜賀候、切御所有炭山御始末之儀ニ付縷々御申聞之趣御英断之次第深感佩仕ニ付、相成儀ニ候ハバ御加勢申上度、篤ト熟考仕候処、御申向之次第ハ実ニ不容易儀ニ而、三菱ニ於テハ到底御引受可相叶見込無之誠ニ残念之至ニ御座候、当今炭坑之困難は何方モ同様之事ニ而、鯉田新入は必死之勉強ヲ以儼ニ維持致居候得共、肥前古賀山之如キは終ニ永続の見込無之、此節断然廃山之処分ニ取掛候様之次第ニ而、目下持重を專一と致候場合、更ニ多数之坑区ヨ御引受致し、且忠限之坑業を保続候事は力及兼候事ト存候、當ニ力之及はざるのみに無之、却而多事之為ニ現在稼行之炭坑迄も不行届ニ渡候危、軽不軽ニ付、折角之御相談ニ応兼候は不本意千万ニ候得共御断申上候外致方無之、右は重要之事件ニ付愚存ヲ以御断も仕……ニ付一応岩崎之意見も承候得共、

同人ニ於テも別ニ何共工夫之途も無之ニ付御断念被下度候、就而は御送被下候坑区讓渡ニ関ル書類并小生宛事情御陳述之御状書通共封入返上仕候、右拜復迄、

早々敬具
莊田平五郎

五月十九日

麻生太吉様

右によつて、明治二十四・五年の石炭不況は単に中小炭坑にとつただけでなく、三菱等財閥系資本にとつても相当の打撃であつたことがうかがえる。そのうえ麻生家は、右「歎願」中にもみえるごとく、明治二十四年夏の大洪水によつて大きな被害を被つていた。『麻生太吉伝』によると、麻生太吉はこの水害による笠松坑放棄の後の忠限坑の排水作業中に坑夫十数名を失い、自らも九死に一生を得ている。

紹介した資料は、前述した如く麻生家の炭坑経営をみる場合にも極めて興味深い。例えば『石炭史話』（朝日新聞西部本社）によると、麻生家は中央大手への巧みな鉱区売却によつてその地位を築きあげたといわれる。しかし、不安定な石炭産業からの全面的撤退を企図した明治二十五年を画期として、それ以前の二十二年の三菱への鯉田炭坑の売却とそれ以後の忠限・本洞の住友・三井への売却等には若干意味が異なってくるように思える。

付記 資料の紹介にあたっては麻生家と麻生病院事務長深町純亮さんのお世話になつた。心から御礼申上げたい。